

～ 目 次 ～

第1章 計画策定について

第1 計画策定の背景と趣旨	1
第2 計画の位置づけ	1

第2章 基本的事項について

第1 要援護者	2
第2 推進体制	3
第3 計画の組み立て	3

第3章 避難支援計画

第1 要援護者に関する情報の収集・管理・共有	4
1 「災害時要援護者リスト」の作成および提供と共有	4
第2 避難準備情報等の発信、伝達体制整備	6
1 地域住民への情報伝達	6
2 関係機関への情報伝達	6
第3 要援護者への避難支援	6
1 避難支援体制の構築	6
2 避難支援の実施体制	7
3 要援護者の避難支援方法等の理解の促進	7
4 引き継ぎ	8
5 要援護者自身の準備	8
第4 避難所等における要援護者支援体制	9
1 要援護者に配慮した避難所の確保	9
2 避難所における要援護者用相談窓口の設置	9
3 支援体制の確認	9
4 医療機関、福祉避難所等への移送	10
第5 福祉避難所における支援体制	11
1 福祉避難所の指定と協定	11
2 運営体制の整備	11
3 物資・機材・人材等の確保	11
4 福祉避難所の開設と移送	11
第6 関係機関等との連携	12
1 福祉サービス継続の体制整備	12
2 専門職の広域的な応援要請	12
3 関係機関との緊密な連携	12
(資料) 災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項等	13
委員名簿	20
策定経過	22

第1章 計画策定について

第1 計画策定の背景と趣旨

諏訪市は、諏訪湖を中心とする盆地の中央部に位置し、周囲を山に囲まれ急勾配の河川を多く有しているため、平成18年7月豪雨災害や平成21年8・8局地豪雨災害では、諏訪湖からのバックウォーターによる市街地の浸水や土石流などが発生し、大きな被害をもたらしました。

また、震源域が離れた「東海地震」や「東南海・南海地震」の地震対策強化地域に指定され、さらに、糸魚川―静岡構造線活断層の真上に位置し、直下型地震の発生確率が高いといわれています。地震に対しては、平野部全体が軟弱な地盤で構成され、揺れが大きくなる特徴があり、3.11東日本大震災では震度4を記録し、県下で2番目の大きな揺れとなりました。

このような災害から生命、財産を守るためには、日頃の防災対策が不可欠で、推進にあたっては、総合的な取り組みが必要です。中でも、これまでの全国各地の災害において、犠牲者の多くが高齢者や障害者など、**災害時要援護者**（以下「**要援護者**」という。）と呼ばれる方々に集中しており、要援護者の避難支援対策が大きな課題となっています。また、東日本大震災などのような大規模災害の場合、国・県・市による支援体制が整うまでには相当な時間を要するため、災害発生直後における要援護者の安否確認、避難誘導などの支援は、地域住民による助け合いが不可欠です。このため、平常時において地域ごとに要援護者を把握し、避難支援の方法等を決めておくことが大切です。

こうしたことから、諏訪市（以下「市」という。）は、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難準備情報等の伝達手段・伝達体制の整備、要援護者に関する情報の把握及び避難等の支援体制等を確立することを目的として、**災害時要援護者避難支援計画**（以下「**避難支援計画**」という。）を定めます。

災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月 内閣府）

要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、要援護者への避難支援対策と対応した避難準備（要援護者避難）情報を発令するとともに、要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備が不可欠である。また、要援護者に関する情報（居住、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定しておくことが必要である。

第2 計画の位置づけ

避難支援計画は、諏訪市地域防災計画の災害時要援護者支援対策のうち、避難支援に関する事項を具体化するものです。

要援護者の避難支援対策の取り組みについての市の主体は、平常時は健康福祉部、災害時は福祉対策部とします。なお、防災・災害対策全般の総括は、平常時は危機管理室、災害時は災害対策本部とします。

第2章 基本的事項について

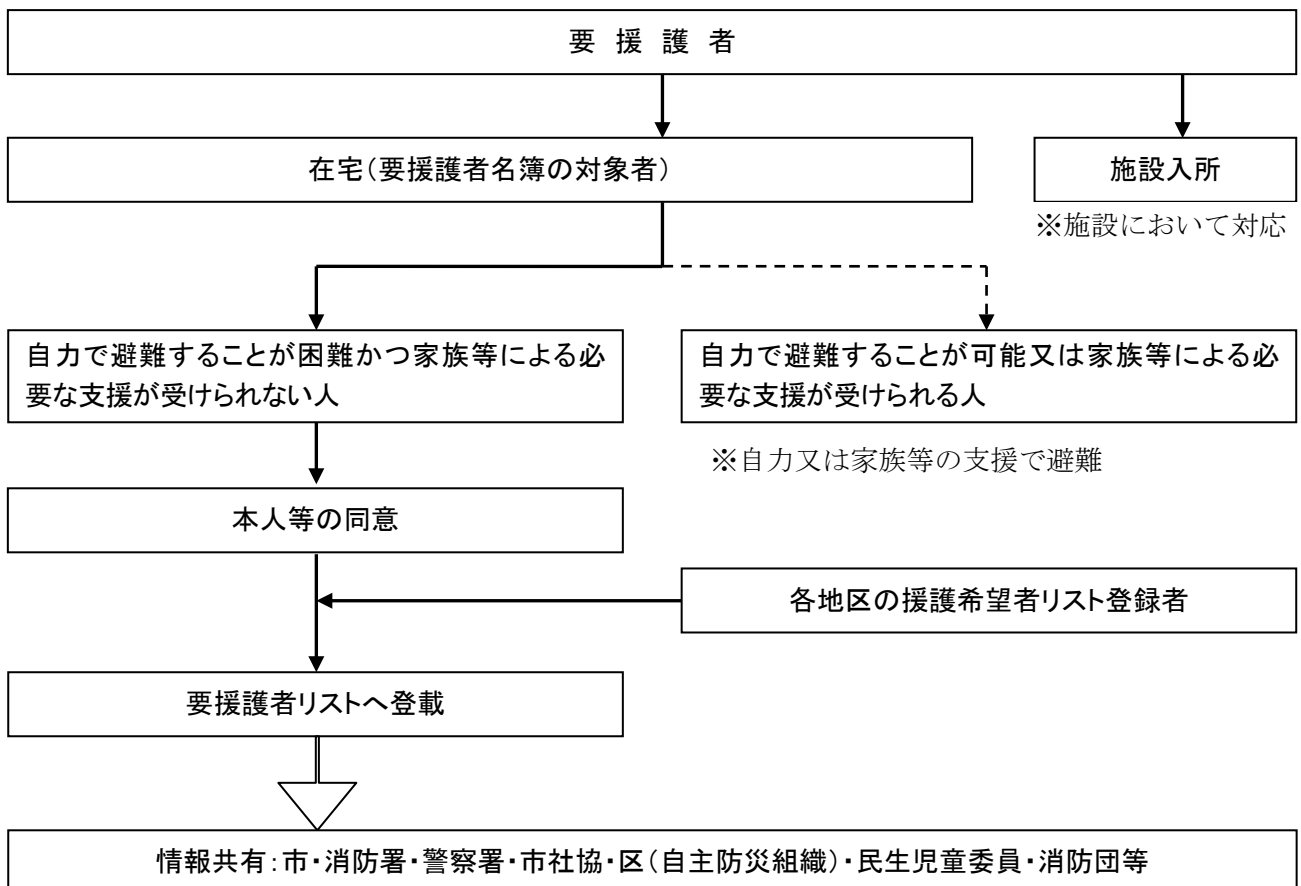
第1 要援護者

要援護者とは、災害が発生した場合に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るため、安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のことで、一般的には高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病疾患患者、日本語が理解できない外国人等があげられます。

要援護者の中には、障害や身体の状態によって、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も含まれているため、市は、障害や身体の状態に応じ、被災リスクの高い要援護者の支援体制の整備を重点的・優先的にすすめることとし、基本的には以下に規定する在宅の要援護者を対象とします。

- ① 高齢者（要介護2～5の在宅高齢者、寝たきり・認知症・一人暮らし高齢者）
- ② 身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
- ③ 知的障害者（療育手帳A1・A2・B1・B2）
- ④ 精神障害者（精神保健福祉手帳1・2級）
- ⑤ 災害時援護希望者リスト（地区で把握している災害時要援護者）の登録者
- ⑥ その他、発災時の避難の際に支援を要すると思われる人

〈要援護者の考え方〉



第2 推進体制

<平常時>

市は、要援護者の避難支援体制の整備を図るため、健康福祉部と危機管理室を中心に、区、民生児童委員、市社協等の関係者の参加を得て避難支援計画を推進します。また、総合防災訓練の際に、各地区において要援護者の安否確認、避難誘導等を想定した訓練を実施するよう、広報・実施支援等を行います。

区・民生児童委員と市社協は、要援護者支援体制作りに参加します。

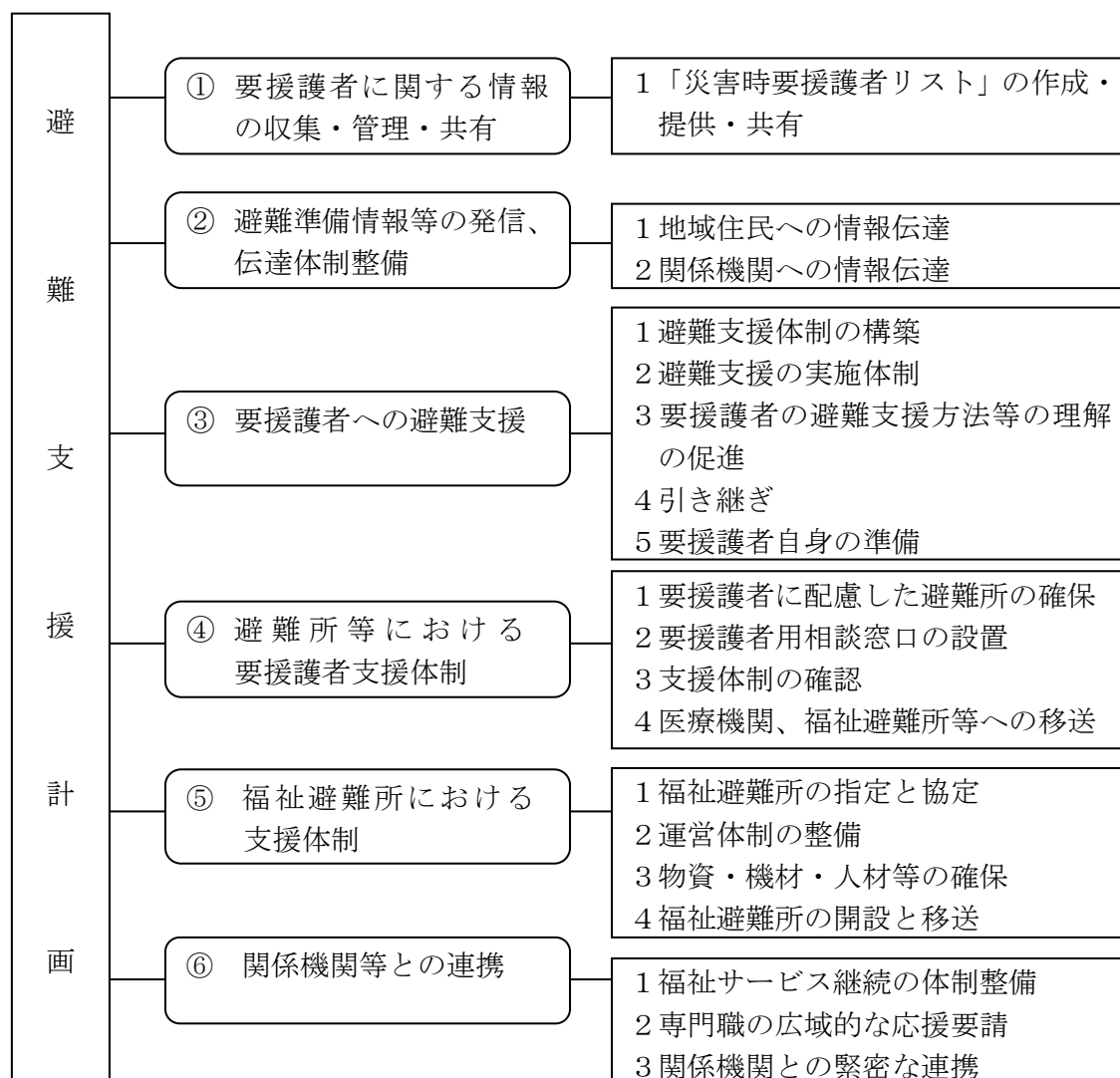
<災害時>

市は、諏訪市地域防災計画に基づく要援護者への避難準備情報等の伝達を行います。そして、要援護者の安否確認や避難誘導など避難支援の対応を行います。

また、避難所の要援護者支援班、関係機関等との連携・情報共有、福祉避難所の開設のほか、必要な場合は広域調整等を行います。

区・民生児童委員は、要援護者の被災状況、避難状況の把握を行い、市へ報告を行います。

第3 計画の組み立て



第3章 避難支援計画

第1 要援護者に関する情報の収集・管理・共有

要援護者の避難支援を行うにあたっては、平常時における要援護者に関する情報の収集・共有が不可欠です。情報の収集・共有は、「同意方式」と「手上げ方式」を基本として進めます。

1 「災害時要援護者リスト」の作成および提供と共有

<平常時>

市は、健康福祉部で把握している要援護者を対象に、名簿登載の可否及び関係機関との情報共有の同意の確認を行う「同意方式」で情報を収集し、区から提出された「災害時援護希望者リスト・所在マップ」（以下「援護希望者リスト・マップ」という。）の情報に基づき、災害時要援護者リスト（以下「要援護者リスト」という。）を作成し、保管するとともに、適宜内容を更新します。

作成した「要援護者リスト」は、市、消防署、警察署、区（自主防災組織）、民生児童委員、消防団、市社協等に提供し、情報を共有します。

「要援護者リスト」

市（健康福祉部）が、下記対象者に対して同意を得る「同意方式」で作成したリストと、区で作成した援護希望者リスト・所在マップの情報を合わせて作成したリスト。

対象者：要介護2～5の在宅高齢者、寝たきり・認知症・一人暮らし高齢者
身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神保健福祉手帳1・2級

「援護希望者リスト・マップ」

区や民生児童委員が地区内の組織・団体（地区社協・老人クラブ・ボランティア団体等）と協力し、援護を希望する人を「手上げ方式」で把握し、援護希望者に対して支援を行う地域支援者を選出してとりまとめたリスト。また、そのリストを基に地図上に援護希望者や地域支援者などの情報を記載したマップ。



(1) 情報共有方法

国のガイドライン（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」）で示されている情報共有方法の例は、次のような方法である。

・「関係機関共有方式」

地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生児童委員などの関係機関等の間で共有する方式。

・「手上げ方式」

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

・「同意方式」

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式。

要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる半面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。このため、福祉関係部局や民生児童委員等が要援護者情報の収集・共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること、又は関係機関共有方式との組み合わせを活用することが望ましい。

(2) 要援護者に関する情報の適正管理

「要援護者リスト」の取り扱いについては、要援護者が同意した者以外が閲覧することのないよう、市町村や関係者は、電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に配慮すること。

ただし、諏訪市個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、公開することが必要と判断される場合は、この限りではない。

諏訪市個人情報保護条例（抄）

（目的外利用の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報を当該個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することをしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴き必要があると認めたとき。

第2 避難準備情報等の発信、伝達体制整備

1 地域住民への情報伝達

<平常時>

市は、要援護者を含めた全ての住民に避難準備情報等が届くよう、防災無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、災害時に情報が届くよう整備を進め、訓練等で確認します。また、音声での情報収集が困難な聴覚障害者等には、防災メール配信サービスの活用をすすめます。

区・民生児童委員・消防団・地域支援者は、防災情報が住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を進めます。

<災害時>

市は、要援護者を含めた全ての住民に避難準備情報等が届くよう、防災無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等あらゆる手段を活用し、避難準備情報等を発信します。

区・民生児童委員・消防団・地域支援者は、避難準備情報等が要援護者に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本として避難準備情報等を伝達します。

2 関係機関への情報伝達

<平常時>

市は、医療機関や社会福祉施設等の各関係機関の態様に合わせた情報発信の手段を確保し、防災情報の伝達体制を整備します。

<災害時>

市は、医療機関や社会福祉施設等の関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努めます。

第3 要援護者への避難支援

1 避難支援体制の構築

<平常時>

区や民生児童委員は「要援護者リスト」を活用し、災害時の安否確認や避難誘導方法等について要援護者と地域支援者とともに確認するなど、避難支援体制を構築します。

「地域支援者」

・地域支援者の役割

要援護者と避難方法について事前に確認しておき、日頃からの見守りを行うとともに、災害が発生しそうな時には災害情報を伝え、災害が発生した時には要援護者の安否確認を行い、必要に応じて一緒に避難します。ただし、地域支援者自身が被災したり、安全が確保できないときは無理をしないことが前提で、支援を義務化するものではありません。

なお、外出等により地域支援者の役割を果たすことができないなどの場合は、可能な範囲で、区や近隣の方に要援護者の支援を要請します。

・地域支援者の選出

区や民生児童委員は、要援護者の近隣住民の中から地域支援者を選出します。地域支援者の選出に当たっては、本人及び要援護者相互の同意が必要です。また、地域支援者の外出時に災害が発生したり、地域支援者自身が被災する可能性も考えられることから、できるだけ複数の支援者を決めておく必要があります。この場合、個人を特定する方法と、隣組全員が地域支援者として要援護者を支援する方法が考えられます。

避難支援体制の整備の事例

・「個別避難支援計画の作成」

「個別避難支援計画」とは、要援護者の生活の状況や必要な支援をまとめた計画で、避難支援体制を整備していく上で有効な取り組みです。

区で作成する「援護希望者リスト・所在マップ」作成の次のステップとして、区や民生児童委員が作成を進めている事例があります。

個別支援計画内容例)

家族構成・同居状況等、居住建物の構造、普段いる部屋、寝室の位置、サービス利用の状況、かかりつけ医、服薬状況、身体状況、地域支援者、個別の具体的支援内容 等

2 避難支援の実施体制

＜平常時＞

市は、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備します。

また、各地区において、要援護者の安否確認、避難誘導等を想定した訓練を実施するよう、広報・実施支援等を行います。

区・民生児童委員・市社協・福祉施設及び地域支援者は、市と協力・連携し、地域防災訓練等において要援護者の避難支援訓練を実施します。

＜災害時＞

市は、防災情報等に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制を整えます。また、要援護者が避難支援を受けられない場合や、地域支援者や区が避難支援を行えない等の通報に対し、災害対策本部にて避難支援要請等の対応を行います。

地域支援者は、平常時に把握した方法に基づき安否確認を行うとともに、避難が必要な場合は避難誘導を行い、区へ報告します。また、要援護者の家屋が倒壊している等何らかの理由により支援が実施できないときは、その状況を区へ連絡します。

区・民生児童委員・消防団は、地域支援者からの報告に基づき、要援護者の安否確認、避難状況等を把握し、市へ報告します。また、地域支援者自身が被災したり、外出で不在等、何らかの理由で支援できないときは、地域支援者に代わって要援護者の安否確認、避難支援を行うとともに、支援が難しいときは市へ連絡します。

3 要援護者の避難支援方法等の理解の促進

＜平常時＞

市・市社協・消防団は、住民に対して、要援護者の救助、避難方法等の理解促進に努めます。

4 引き継ぎ

<平常時>

区及び民生児童委員は、任期満了等により交代する際は、個人情報保護に留意しつつ、きめ細かい引き継ぎを行い、避難支援体制の継続に努めます。

5 要援護者自身の準備

<平常時>

災害が発生した場合、「自分の身は自分で守る」という自助の観点からも、要援護者自らの備えが重要です。

- ・区の役員や担当の民生児童委員を把握します。
- ・隣近所の人とのコミュニケーションを密にし、災害時の協力が得られやすい関係を構築します。
- ・必要な支援について地域支援者に伝えておきます。その際、「緊急連絡カード」を作成するなど、必要な支援を的確に伝えられるよう準備します。
- ・日ごろから、避難する時に備えて非常持ち出し品を準備します。
- ・地域防災訓練等において避難支援訓練に参加します。

<災害時>

要援護者は、地域支援者に被災状況を伝えるとともに、避難が必要な場合は、非常用持ち出し袋や「緊急連絡カード」を持ち、地域支援者等と避難します。

「緊急連絡カード」

災害時に、自分がどのような支援を必要としているかを周囲に伝えるためのカード。

記載事項例)

住所、氏名、性別、生年月日、障害の種類・程度、
緊急時の連絡先（自宅、家族、親戚、医療機関等）
服用している薬の種類、必要とする支援の内容
その他気をつけなければならない心身の状況 等

使用例)

厚紙に貼ったものをパスケースに入れるなどして、日々携帯する。
支援を必要とするときにいつでも渡せるよう、何枚かコピーしておく。
非常用持ち出し袋に入れておく。



第4 避難所等における要援護者支援体制

一般の避難所は、段差が多く、障害者用のトイレが少ないなど、必ずしも要援護者に配慮したものとなっていない場合が多いため、要援護者が過ごしやすい環境を整備するため、避難所のバリアフリー化等に努めます。また、施設面だけでなく、要援護者への相談窓口を設置し、要援護者のニーズを把握し、支援を行います。

1 要援護者に配慮した避難所の確保

<平常時>

市は、一般の避難所において、要援護者が生活しやすいよう、避難所のバリアフリー化や避難所の運営を行う者への要援護者の配慮について周知を進めます。

<災害時>

市は、要援護者の障害や身体の状態、そして必要な支援に合わせ、避難場所や必要なスペースを確保するなど、環境の整備を図ります。

2 避難所における要援護者用相談窓口の設置

<災害時>

市は、区や福祉関係者の協力を得つつ、災害の規模や状況に合わせ各避難所に要援護者支援班を設けます。

要援護者支援班は、避難所における要援護者を把握し、要援護者用の窓口を設置して要援護者支援に関する相談や、要援護者のニーズに対して支援を実施します。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性の配置に努めます。大規模災害等により避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度に応じ、早期に支援を実施すべき要援護者について優先的に対応するとともに、乳幼児や妊産婦等、特別な配慮が必要な要援護者の居住スペースとして、避難所内に「福祉避難室」を設置します。

区・民生児童委員・市社協及び地区社協は、要援護者支援班の設置・運営に協力します。

3 支援体制の確認

<平常時>

市は、避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深めるため、各地区における避難所設置訓練を実施し、避難所における要援護者に対する避難生活支援や人材・物的支援の調達方法等を確認します。

市と避難所の施設管理者は、要援護者への情報伝達や物資提供方法等について確認します。

4 医療機関、福祉避難所等への移送

<平常時>

市は、避難所に避難した要援護者を、必要に応じ医療機関や福祉避難所へ移送できるよう、移送手段の確保に努めます。

<災害時>

市は、要援護者支援班等と連携し、避難所にいる要援護者の健康状態や、ニーズ等の調査を踏まえ、医療機関又は福祉避難所への避難が必要な要援護者を移送します。

要援護者支援班のイメージ

【構成】

市の福祉対策部が中心となり、区、福祉関係者等の協力を得つつ設ける。

要援護者支援班の編成：民生児童委員、地区社協関係者、
老人クラブ、ボランティア団体 等

【活動例】

- ・避難所における要援護者の避難状況の確認
- ・避難所における要援護者用窓口の設置、要援護者からの相談対応
- ・避難所内・外における要援護者の状況・ニーズの確認
- ・要援護者内・外への確実な情報伝達、支援物資の提供、要援護者に配慮したスペース（福祉避難室）の提供
- ・対応できない要援護者のニーズについて、市の災害対策本部への支援要請
- ・避難所において活動する保健師、看護師、福祉専門職、ボランティア等との情報共有、連携 等



第5 福祉避難所における支援体制

1 福祉避難所の指定と協定

災害時における要援護者の避難生活場所については、在宅、広域避難所、福祉避難所、緊急入院等が考えられますが、避難生活中の要援護者の身体状況等の変化に留意し、必要に応じて福祉施設等への緊急入所を行うなど、適切に対応する必要があります。このため、平常時において、福祉避難所として利用可能な施設を指定し、物資・機材・人材・移送手段の確保等について協定を結び、災害の発生に備えます。

<平常時>

市は、福祉避難所を利用する者の概数を把握し、福祉避難所の必要数を確保するため、福祉避難所として利用可能な次のような施設を指定し、協定に向けた協議を行います。

- ・老人福祉施設
(デイサービスセンター、小規模多機能施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム等)
- ・障害者支援施設
- ・特別支援学校
- ・宿泊施設

2 運営体制の整備

<平常時>

市は、福祉避難所担当職員を選任し、社会福祉施設や医療関係機関等、施設管理者等と福祉避難所の運営方針等について事前に協議します。

福祉施設や宿泊施設等は、福祉避難所になった際の運営方針や運営体制を検討・整備し、運営訓練等を行います。

3 物資・機材・人材等の確保

<平常時>

市は、福祉避難所における必要な物資・機材の備蓄を図るとともに、福祉避難所への移送手段の確保に努めます。

市は、医療・福祉等の専門的人材の確保について関係団体や事業者と協議し、連携を図ります。

<災害時>

福祉避難所として利用される福祉施設や宿泊施設等は、市の福祉避難所担当者と共に、必要な人材の受け入れについて検討・調整します。

4 福祉避難所の開設と移送

<平常時>

市は、福祉避難所への移送が必要な要援護者に対し、要援護者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両や一般車両等の調達先を検討し、移送体制を整備します。

<災害時>

市は、広域避難所の要援護者支援班と連携を図り、広域避難所に避難した要援護者のうち、福祉避難所へ移送するべき対象者がおり、福祉避難所の開設が必要と判

断する場合は、指定した福祉施設や宿泊施設等の管理者に要請し、福祉避難所を開設します。その際、要援護者支援班等と連携し、福祉避難所への移送が必要な要援護者に対し、要援護者の状態に配慮した適切な移送手段を確保し、移送を行います。

福祉避難所として利用される福祉施設や宿泊施設等は、市からの要請を受け、要援護者受け入れ体制を整え、福祉避難所を開設し運営します。

第6 関係機関等との連携

1 福祉サービス継続の体制整備

<平常時>

市は、災害時も福祉サービスの手続きや関係業務等が継続して行えるように体制を整備します。

<災害時>

市は、福祉サービスの手続きや関係業務等の継続を図ります。また、必要に応じて福祉施設への緊急入所等の対応を行います。その際、福祉施設が定員を超過して要援護者を受け入れざるを得ない場合等においては、デイサービス等福祉サービス提供施設等と緊密な連携を図ります。また、福祉サービス提供のための介護職員の確保について、広域的な応援派遣・受入を活用し、必要な人員を確保し、関係者と緊密な連携を図ります。

福祉施設やヘルパーやデイサービス等の事業所は、福祉サービスの早期再開等を図ります。

2 専門職の広域的な応援要請

<平常時>

市は、医療・福祉等の専門職の広域的な応援派遣について、検討します。

<災害時>

市は、要援護者支援班等を通じて要援護者の状況把握や、専門職の活動状況把握を行い、必要な場合は広域支援の要請を行います。そして、避難所に応援派遣された専門職を積極的に活用するとともに、効果的な活動が実施できるよう十分な調整を行います。

3 関係機関との緊密な連携

<平常時>

市は、要援護者支援に係る各関係機関との災害時における具体的な連携方法について検討します。

<災害時>

市は、要援護者支援班、福祉避難所、ボランティアセンター等の要援護者の支援活動の実施状況等を把握し、各機関との情報共有や支援活動の連携を図ります。

災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項等

災害時要援護者の主な特徴は次のとおりですが、個人差が大きく程度も様々ですので、要援護者それぞれに合わせた支援を行いましょう。

【要援護者共通事項】

＜事前対策＞

- 避難場所・避難経路の確認
 - ・地域の避難訓練の参加。
 - ・水害や地震に合わせた避難路について複数確認しておく。
- 近隣への支援の依頼
 - ・万一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。
 - ・地域支援者に、支援内容を伝え、お互いに確認しておく。
- 家屋内の安全確保
 - ・寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所にする。
 - ・ガラス等の飛散に備えて、枕元に履き物などを用意しておく。
- 避難手段の確保
 - ・自力で移動することが難しい場合、車いす、幅広いひも、担架、毛布などを用意しておく。
 - ・歩行補助具等は、倒壊した家具の下敷きにならないよう、常に安全な一定の位置に置き、暗闇でもわかるようにしておく。
 - ・車いすの空気圧等は定期的に点検しておく。
- 非常用持出品の準備
 - ・紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート、常備薬リスト等、必要な物をまとめておく。
 - ・非常用持出袋等は常に同じ所に置いておく。
- 緊急連絡カード等、必要事項を伝えるための準備
 - ・緊急連絡先や住所、電話番号、主治医、日頃利用しているサービス、支援の留意点等を記入した「緊急連絡カード」を用意しておく。
 - ・日頃から服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーし、非常用持出袋に入れるなど用意しておく。
- その他
 - ・雨天や寒冷時に備え、カッパ等を用意しておく。

＜避難誘導における留意点＞

- 移動手段
 - ・移動用具がない場合、幅広いひもや、毛布で作った応急担架で移動させる。
 - ・日頃から服薬している薬があれば携帯し、すぐに出せるようにしておく。

＜避難生活における留意点＞

- 服薬
 - ・服薬をしている人は、医療機関と連携し、服薬の継続に努める。
- 日常生活用具等の支給
 - ・補装具や日常生活用具の破損や紛失は早急な修理・支給に努める。
車いす、白杖、補聴器、携帯用点字器等

【高齢者】

① ひとり暮らし高齢者

<特性>

- ・体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動できる。

② 寝たきり高齢者

<特性>

- ・自力で行動できない。
- ・自分の状況を伝えることが困難。

③ 認知症高齢者

<特性>

- ・自力で危険を判断し、行動することが困難。
- ・自分の状況を伝えることが困難。

①～③共通

<事前対策>

- ・日頃から、入れ歯や老眼鏡などは身の回りにおく習慣をつける。

<避難誘導における留意点>

- ・移動にあたっては、車いすやストレッチャー等の移動用具や援助が必要。

<避難生活における留意点>

- ・トイレに近い場所を確保し、居室の温度調節を行う。
- ・移動が困難な人に対して、杖や車いすを貸与する。
- ・必要に応じ、ホームヘルパー等の派遣を要請する。
- ・認知症高齢者の徘徊症状については、周囲の理解を求める。

【身体障害者】

① 視覚障害者

<特性>

- ・視覚による状況の把握が困難。
- ・災害時には、周囲の状況が一変するため単独での素早い避難行動が困難。

<事前対策>

- ・眼鏡、白杖（折りたたみ式等）、時計（音声、触知式等）、緊急時の連絡先（点字メモ）、メモ用録音機、携帯ラジオ、常備薬等を非常用持出袋に準備しておく。
- ・ガラスが飛散して床が危険になるので、各部屋にスリッパなどを用意しておく。

<避難誘導における留意点>

- ・杖を持たない側の手で支援者の肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。
- ・段差があるところでは、段の手前で立ち止まり、上りか下りを伝え、段が終わるときは、立ち止まり段の終わりを伝える。
- ・位置や方向を説明するときは、その方向を向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど回りの状況を具体的に伝え、離れている際には、その場から先の状況について説明する。

<避難生活における留意点>

- ・できるだけ出入口に近い場所を確保する（ただし、大勢の中ではかえって危険が伴う場合もあるので注意が必要。）
- ・情報提供等は、拡声器を使って音声情報として繰り返し流したり、拡大文字や点字を使用するように努める。
- ・屋外の仮設トイレは、移動方法を考慮した場所に設置する。

② 聴覚障害者

<特性>

- ・外見では障害の把握ができない。
- ・音声による避難誘導の指示が認識できない。
- ・視界外の危険の察知が困難であり、素早い行動が難しい。
- ・聴覚障害者の中には、文字の読み書きが難しい場合がある。

<事前対策>

- ・特に夜間の睡眠中の情報伝達をどうするのかについて、家族や隣近所とあらかじめ決めておく。
- ・周りに助けを求めたり、安全を確保するために必要な笛やブザー等を身につけておく。
- ・補聴器、携帯電話等文字情報が得られる携帯端末（振動モード）は、常に手元に置いておく。
- ・FAX緊急通報が受けられる場合には、FAXを設置しておく。
- ・予備の補聴器や携帯用会話補助装置、バッテリー・電池、筆談用具等を非常用持出袋の中など、すぐに持ち出せる場所に置いておく。
- ・災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく。

<避難誘導における留意点>

- ・手話や筆談で伝えることが多いが、伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いる。
- ・伝えるだけでなく、理解できたか確認することも大切。

<避難生活における留意点>

- ・情報提供等は、広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ等を活用し、音声による場合は、手話通訳者及び要約筆記者の設置に努める。
- ・漢字にはルビをふる。

③ 視覚・聴覚重複障害者（盲ろう者）

視覚障害者と聴覚障害者に対する特徴や留意点の他、重複していることでの特徴や留意点がある。

<特性>

- ・見えない、聞こえない重複障害者（一般に「盲ろう者」という。）で、視覚障害と聴覚障害の生じた順で、コミュニケーション手段も違ってくる。

視覚障害→聴覚障害 音声による発言は可能。点字によるコミュニケーションが中心。

聴覚障害→視覚障害 触手話によるコミュニケーションが中心。

<事前対策>

- ・避難誘導の支援者とは、あらかじめ緊急時のサイン又はルール（例：支援者がヘルメットを渡したら避難のサイン）を決めておく。

<避難誘導における留意点>

- ・周囲の状況が全く把握できない人がほとんどであるので、乱暴に引っ張ったり、押しつたりしない。
- ・コミュニケーション方法は、障害の生じた順で違ってくるので確認が必要。音声発語が可能な場合は、掌書きで伝わる場合もある。
- ・発語が不明瞭な場合は、触手話や掌書きでも伝わるが多いが、伝わらない場合は、両手を軽く握って身振りなどで伝える。

<避難生活における留意点>

- ・情報提供等は、携帯用点字器や触手話などを中心に、墨字、拡大文字、音声通訳などを用いる。
- ・介助者、手話通訳者及び音声通訳者の配置に努める。

④ 言語障害者

<特性>

- ・自分の状況等を言葉で伝えることが困難。

<事前対策>

- ・笛やブザーなどを常に携帯するようにする。
- ・災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく。
- ・筆談用のメモ帳やホワイトボード、筆記用具を常に備えておく。

<避難誘導における留意点>

- ・円滑なコミュニケーションの確保に努める。

<避難生活における留意点>

- ・円滑なコミュニケーションの確保に努める。

⑤ 肢体不自由者

<特性>

- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。

<事前対策>

- ・電動車いすの場合、電池は使用后必ず充電しておく。
- ・車いすの通れる幅を常に確保しておく。

<避難誘導における留意点>

- ・移動にあたっては、車いすやストレッチャー等の移動用具や援助が必要。

<避難生活における留意点>

- ・トイレに近い場所を確保する。
- ・身体機能にあった安全なトイレを用意する。

⑥ 内部障害者

<特性>

- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。
- ・人工透析など医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要。

<事前対策>

- ・保健福祉事務所及び関係機関と調整し、連携して誘導、搬送方法を決めておく。
- ・特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談しておく。

<避難誘導における留意点>

- ・移動にあたっては、車いすやストレッチャー等の移動用具や援助が必要。
- ・常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く、医療機関へ誘導、搬送する。

<避難生活における留意点>

- ・人工透析患者を把握し、医療機関と連絡調整を図り、医療機関の受け入れ体制を確保する。
- ・常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、支給する。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療の手配に努める。

【知的障害者】

＜特性＞

- ・自力で危険を判断し行動することが困難。
- ・急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。

＜事前対策＞

- ・笛やブザーなどを常に携帯するようにする。
- ・避難場所を繰り返し伝え、実際に一緒に行ってみたり、避難場所の絵表示を覚えるようにする。
- ・薬を服用する際に、オブラート使用など独自の方法を用いる場合は、その旨を緊急連絡カード等に記載しておく。

＜避難誘導における留意点＞

- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡単に説明して本人を安心させて一人にしない。
- ・不安から大声を発したり異常な行動をしても冷静に対応する。発作がある場合は主治医や最寄りの医療機関に相談する。
- ・日頃から服用している薬があれば携帯する。

＜避難生活における留意点＞

- ・周囲とのコミュニケーションがとれないことで、トラブルの原因になったり、環境の激変で精神的に不安定になる場合を考慮し、間仕切りや個室の確保に努める。

【精神障害者】

＜特性＞

- ・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。

＜事前対策＞

- ・対人関係で配慮が必要なこと等を緊急連絡カード等に記載しておく。
- ・かかりつけの医療機関と相談し、いざというときに支援を受けられる医療機関等のリストを作成しておく。

＜避難誘導における留意点＞

- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡単に説明して本人を安心させて一人にしない。
- ・不安から大声を発したり異常な行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は、主治医や最寄りの医療機関に相談する。

＜避難生活における留意点＞

- ・周囲とのコミュニケーションがとれないことでトラブルの原因になったり、環境の激変で精神的に不安定になる場合を考慮し、間仕切りや個室の確保に努める。

【発達障害者（自閉症等）】

＜特性＞

- ・他人とのコミュニケーションが困難であり、大勢の中では落ち着けない。
- ・周囲の刺激の影響を受けやすい。
- ・予定されたパターン以外の行動をとることが困難。
- ・強いこだわりがある。
- ・初めての状況に適応することが困難。
- ・極度の緊張でパニックを起こす可能性がある。
- ・自ら避難することは困難。
- ・二語文、三語文程度の言葉でコミュニケーションをとる。

<事前対策>

- ・あらかじめ、避難所がどのような所か、知っておく。
- ・地区の避難訓練等に参加し、雰囲気を少しでも感じとる。
- ・本人の特徴やサポートの内容がわかるものを用意しておく。
- ・身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、非常用持出袋に用意しておく。

<避難誘導における留意点>

- ・親や家族、知人と一緒に避難が必要。
- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡単に説明して本人を安心させて一人にしない。
- ・言葉の説明は難しいため、具体的に写真・絵などを使って説明する。
- ・見通しをスケジュールなどで説明する。
- ・危険回避ができないので、1つずつ次の行動（予定）を予告しながら動く。簡単な2語文、肯定表現で伝える。
- ・不安から大声を発したりパニックをおこしても冷静に対応する。
- ・皆と同じように行動できないことの周囲の理解が必要。

<避難生活における留意点>

- ・夜中に発声することもあり、周囲の理解が必要。
- ・周囲とのコミュニケーションがとれないことで、トラブルの原因になったり、環境の激変で精神的に不安定になる場合を考慮し、間仕切りや個室の確保に努める。

【難病患者】

<特性>

- ・自力歩行や素早い避難行動が困難。
- ・医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医療品が必要。

<事前対策>

- ・避難時の対応や避難について、緊急時に誰が見てもわかるように、目のつくところに張っておく。
- ・生命に関わるような非常持出品など、日ごろから備えておけるものはまとめて持ち出しやすい場所に置いておく。
- ・医薬品について、対応できる医療機関の情報等を把握しておく。
- ・人工呼吸器や在宅酸素などの機器メーカーと災害時の取り扱いについて相談しておく。

例) 災害時のバッテリーの充電はどんな場所で可能か？

バッテリーの使用可能時間は？

災害時のメンテナンスの連絡先は？

災害時、ライフラインの回復には約3日かかるといわれているが、どう乗りきればいいのか

<避難誘導における留意点>

- ・移動にあたっては、車いすやストレッチャー等の移動用具や援助が必要。
- ・常時使用する医療機器(機器によっては、電気、酸素ボンベが必要)を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く、医療機関へ誘導、搬送する。

<避難生活における留意点>

- ・人工呼吸器装着者、定期的な服薬者を把握し、医療機関と連絡調整を図り、医療機関の受入体制を確保する。
- ・特殊な医療機器や医薬品等の確保。
- ・電力が不通となった場合、人工呼吸器装着者は特に緊急を要するため、電力確保を最優先する。

【乳幼児】

＜特性＞

- ・危険を判断し、行動する能力がない。

＜事前対策＞

- ・必要なものは非常用持出袋に準備しておく。

＜避難誘導における留意点＞

- ・常に保護者等を同行させ、一人にしない。
- ・乳幼児に同行している保護者等に対しても冷静な態度で接し、安心させるよう努める。

＜避難生活における留意点＞

- ・母親や家族の不安を和らげることに努める。
- ・遊ぶことができる環境や遊具を確保する。
- ・ミルクやおむつなどの必要物資を供給する。

【妊産婦】

＜特性＞

- ・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。

＜事前対策＞

- ・母子手帳を携帯できるようわかりやすい場所に置いておく。
- ・妊娠中は重たい荷物を運ばず、乳幼児と一緒に避難の場合も荷物が制限されるため、緊急の持出用荷物は避難に支障のない程度とし、2次持出用などと分けて用意しておく。

＜避難誘導における留意点＞

- ・行動機能が低下しているため、必要であれば同行者をつける。
- ・冷静な態度で接し、安心させるよう努める。

＜避難生活における留意点＞

- ・過度に心配しないように声かけに努める。
- ・母子健康チェックのための受診をすすめる。
- ・腹圧のかかる作業は控えるよう配慮する。
- ・オムツ交換、授乳場所の確保。
- ・心身の安定を図るための場所を確保する。（間仕切り、個室等）

【外国人】

＜特性＞

- ・一部の方を除いて日本語が十分理解できない場合が多い。

＜事前対策＞

- ・ホームページやパンフレットを使って避難方法等を周知しておく。
- ・語学ボランティアの育成を図る。

＜避難誘導における留意点＞

- ・正確な情報の伝達。（多言語、やさしい日本語による情報提供）
- ・避難場所への正確な誘導。

＜避難生活における留意点＞

- ・語学ボランティア等を調整する。
- ・宗教上の食事制限について理解し、対応する。
- ・生活習慣の違いのための場所を確保する。

諏訪市災害時要援護者避難支援計画 策定委員会

委員名簿

(敬称略)

氏名	所属・団体及び役職者	備考
岩波 豊明	諏訪市健康福祉部 部長	委員長
松木 新一	諏訪市社会福祉協議会 会長	副委員長
三輪 忠彦	平成24年 大和地区 総代	
田中 修一郎	〃 東南部地区福祉防災連絡会議 代表幹事	
味沢 平	〃 第二ブロック 当番区長	
小池 剛	〃 小和田地区 区長会長	
雨宮 潤一郎	〃 四賀地区 〃	
近藤 一美	〃 中洲地区 〃	
小林 俊朗	〃 豊田地区 〃	
清水 洋一	〃 湖南地区 〃	
小平 武	諏訪市民生児童委員協議会 会長	
高木 義一郎	地域福祉計画推進協議会「参加と交流のまちづくり部会」部会長	
井上 保子	社会福祉法人 聖母の会「すばらしき仲間たち」施設長	
茂木 大志	社会福祉法人 横浜社会福祉協会「霧ヶ峰療護園」施設長	
深沢 啓子	諏訪市身体障害者福祉協会 組長	
倉田 智美	諏訪市手をつなぐ親の会 理事	
小池 トモエ	諏訪市老人クラブ連合会 女性部長	
濱 晃	諏訪市赤十字奉仕団 委員長	
矢崎 正子	諏訪市保健補導員連合会 理事	
藤森 芳樹	諏訪市消防団 団長	
高見 俊樹	諏訪市教育委員会事務局 次長	
片桐 健	諏訪市校長会 防災教育担当校長（豊田小学校）	
武田 幸信	諏訪警察署 警備課長	

作業部会員名簿

課 所 名	役 職 名	氏 名
高齢者福祉課	課長	金原 英一
こども課	課長	小松 弘明
健康推進課	課長	河西 活水
まちづくり・男女共同参画推進課	課長	岩崎 勤
教育総務課	課長	湯沢 広充
消防庶務課	課長	伊藤 茂樹
危機管理室	室長	藤森 正也
社会福祉課	福祉係長	茅野 徳雄
社会福祉課	社会係長	大舘 弘子
高齢者福祉課	高齢者福祉係長	伊藤 道生
高齢者福祉課	介護保険係長	藤森 孝久
危機管理室	市民安全係長	藤森 千明
社会福祉協議会	事務局長	桜井 幸雄
社会福祉協議会	福祉活動専門員	狩戸 雄介

作業部会員名簿

課 所 名	役 職 名	氏 名
社会福祉課	課長	関 隆雄
社会福祉課	障がい担当係長	岩波 美波
社会福祉課（社会福祉協議会派遣）	福祉活動専門員	戸崎 洋子

策定経過

年 月	内 容
H24. 7. 24 ～12. 1	要援護者の支援に関する配慮や留意点について、当事者団体等への聞き取りおよびアンケート調査実施
H24. 8. 7	災害時要援護者避難支援計画作業部会 災害時要援護者避難支援計画について（概要説明） 災害時要援護者のとらえ方について 災害時要援護者避難支援計画について協議
H24. 8. 28	第1回災害時要援護者避難支援計画策定委員会 策定委員の委嘱 災害時要援護者避難支援計画（素案）について協議
H24. 10. 15	災害時要援護者避難支援計画作業部会 災害時要援護者避難支援計画（修正案）について協議
H24. 10. 23	第2回災害時要援護者避難支援計画策定委員会 主要な改正事項の説明 災害時要援護者避難支援計画（修正案）について協議
H24. 11. 15 ～11. 30	諏訪市ホームページへ計画素案を公表し、意見公募（パブリックコメント）を実施
H24. 12. 5	災害時要援護者避難支援計画作業部会 災害時要援護者避難支援計画（修正案）について協議
H24. 12. 20	第3回災害時要援護者避難支援計画策定委員会 主要な改正事項の説明 災害時要援護者避難支援計画（修正案）の審議及び（計画案）の決定
H24. 12. 25	災害時要援護者避難支援計画案の市長報告

諏訪市災害時要援護者避難支援計画

発行：平成 25 年 3 月

編集：諏訪市健康福祉部 社会福祉課

〒392-8511

諏訪市高島一丁目 22 番 30 号

電話（0266）52-4141
